

岡山天文博物館条例等の一部を改正する条例

令和7年3月27日

条例第10号

(岡山天文博物館条例の一部改正)

第1条 岡山天文博物館条例(平成18年浅口市条例第88号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考3中「休日」の次に「並びに7月1日から8月31日までの期間」を加える。

(浅口市かもがた町家公園伝承館等条例の一部改正)

第2条 浅口市かもがた町家公園伝承館等条例(平成18年浅口市条例第98号)の一部を次のように改正する。

別表第2入館料の表備考4中「休日」の次に「並びに7月1日から8月31日までの期間」を加える。

(浅口市阿藤伯海記念公園条例の一部改正)

第3条 浅口市阿藤伯海記念公園条例(平成18年浅口市条例第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考3中「休日」の次に「並びに7月1日から8月31日までの期間」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。